答 弁 第 一 一 号昭和五十七年六月八日受領

内 閣 衆質 九六第一一 号

昭和 五十七. 年六 月 八日

内 閣 国 務盟大臣 海 大時 代 臣理

中 曾 根 康

弘

衆 議 院 議 長 福 田 殿

衆議院議員草川昭三君提出ホル ムアルデヒドの発ガン性問題に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

(質問の

衆 議 院 議 員 草 jij 昭三 君提 出 ホ ル ムア ルデ ヒドの 発 ガン 性問 題 に関す る質 間 に 対 する

答弁書

一について

御 指 摘 の米国化学工業毒性研究所 \widehat{C} I I T のファイナル・レポ ートは、 ラット及びマウス

を 用 1 た ホ ル Δ ア ル デ ヒ ド \mathcal{O} 慢 性吸 入 毒 性試 験 に お **\ て、 死亡率増大、 体重 減 少、 鼻に帰る 平上

皮 が λ \mathcal{O} 発 生 等 が 認 \emptyset 5 れたこと等を内容とし、 また、 米国 消 費者製 品 安全委員会 C P S C

 \mathcal{O} 決 定 は 尿 素 ホ ル 7 ア ル デ Ľ ド 発 泡 断 熱 材 \mathcal{O} 住居 及 び 学 校 に お け る 使 用 を 禁 止 す ると 1 う内

容 で あ る لح 承 知 L 7 お り、 政 府 と L 7 は 同 フ ア イ ナ ル レ ポ] 1 \mathcal{O} 内容に 0 **,** て 検討 を進 め

た上、必要に応じ所要の措置を講じてまいりたい。

二について

兀

現在、 玉 <u>\f</u> 衛 生 試 験 所 に お *(*) て、 ラッ \vdash を 用 *(*) た 長 期 吸 入慢 性 毒性 に関 す る試 験 を実施 して

1 るところであ るが、 ١ ر まだ 試 験 結 果 は 得 5 れ て 7 な \ <u>`</u>

三について

本年二月二十二日の米国消費者製品安全委員会(CPSC)の決定に基づき制定された同委員

会 0 規則は、 尿 素 ホ ル ムア ルデヒ K 発泡 断熱材 の住居及び学校における使用を禁止することを

内容とするものであると承知している。

また、 同 委 員 会 \mathcal{O} 委 員 五. 名 0 うち、 尿 素 ホ ル ムア ル デ ヒド 発泡 断 熱 材 \mathcal{O} 使 用 を 禁 止 す んる措 置

以 外 \mathcal{O} 措 置 12 ょ つ て は 健 康 被 害 を 有 効 に 防 止 L 得 な VI こと等 を 理 由 と L て 当 該 禁 止 措 置 12 賛 成

す る 者 が 兀 名 で あ り、 当 該 禁 止 措 置 以 外 \mathcal{O} 措 置 に よつて ŧ 健 康 被 害 を防 止 し 得 ること等 を 理 由

として当該禁止措置に反対する者が一名であつた。

右答弁する。